

教保体第832号
平成23年11月18日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

AED の使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）の
とりまとめについて（通知）

日ごろから、AED の管理及び事故防止につきまして御尽力いただき感謝を申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添写しのとおり埼玉県保健医療部薬務課長から通知がありました。

つきましては、下記を参考に「救急蘇生法の指針2010（市民用）」の内容について御了知いただき、学校での安全管理及び指導について御配慮をお願いいたします。

記

1 変更点の概要

- (1) 心肺停止判断のための呼吸と観察の仕方、心肺蘇生開始の手順、胸骨圧迫部位の見つけ方、胸骨圧迫の強さとテンポ、子どもでの AED 適応範囲、訓練を受けていない市民への口頭指導などが変更された。
- (2) 「小児に接する機会の多い人」を除く市民については、小児と成人に対する一次救命処置の手順を統一した。特に「小児に接する機会の多い人」は小児一次救命処置を習得することを推薦した。

2 参考

- (1) 厚生労働省医政局指導課長通知及びその添付資料
薬務課の HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/aed-kyumei.html>
- (2) 新しい救急蘇生ガイドライン
JRC（日本版）ガイドライン2010（確定版）
http://www.qqzaidan.jp/jrc2010_kakutei.html

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
健康教育担当 山中
TEL 048-830-6963
FAX 048-830-4971



薬第 797-5 号
平成23年11月14日

保健体育課長 様
(健康教育担当)

薬 務 課 長

AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）の
とりまとめについて（依頼）

AEDの普及推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月31日付け医政指発1031第1号で厚生労働省医政局指導課長から、別添のとおり「AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）のとりまとめについて」の通知がありました。

については、お手数ですが、貴課所管のAED設置県有施設（別紙）及び市町村教育委員会教育長に周知くださるようお願いいたします。

参 考

- 1 厚生労働省医政局指導課長通知及びその添付資料
薬務課のHP <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/aed-kyumei.html>
- 2 新しい救急蘇生ガイドライン
JRC（日本版）ガイドライン2010（確定版）
http://www.qqzaidan.jp/jrc2010_kakutei.html

担 当：薬務課総務・薬事計画担当 新藤、脇田
電 話：048-830-3624

救急蘇生法全般については

担 当：医療整備課医療整備担当 五十嵐、植木
電 話：048-830-3538

救急蘇生法の主な変更点

全体を通しての基本的考え方

- 救命の連鎖を「予防」、「早期認識と通報」、「一次救命処置」、「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」の4つの輪で構成し、成人と小児に共通とした。
- 心停止の予防について啓発するため、心筋梗塞および脳卒中の初期症状や早期治療の重要性等に言及した。
- 心肺蘇生法の理解と普及を促進するため、小児および成人に対する手順をほぼ統一した。
- 胸骨圧迫開始の時期を早めるため、心停止確認（呼吸観察）の手順を簡略化し、かつ、心肺蘇生は胸骨圧迫から開始することとした。
- 新たに心肺蘇生における倫理と法について解説した。

主に市民による心肺蘇生法の主な変更点

- 119番通報が重要である理由の一つとして、電話を通して指導を受けられることをあげた。
- 心停止確認のための呼吸の観察に際しては気道確保を行わないこととした。
- 呼吸の観察では「見て、聞いて、感じて」を廃し、胸と腹部の動きを見るのみとした。
- 心肺蘇生は胸骨圧迫から開始することとした。
- 胸骨圧迫位置の目安は「胸の真ん中」とし、「乳頭と乳頭を結ぶ線」の指導は原則として行わないこととした。
- 胸骨圧迫の深さおよびテンポを、それぞれ「少なくとも5cm」「1分間に少なくとも100回」とした。
- 胸骨圧迫の役割の交代は1～2分おきが望ましいとした。

主に市民によるAED使用法の主な変更点

- 心電図の解析（および必要に応じて電気ショック）と次の解析との間隔は、「2分間」（AEDの音声メッセージにしたがう）とし、これまでの「5サイクル」の記述を廃した。
- 「特に注意をはらうべき状況」を「胸が濡れている」、「胸部に貼付薬がある」および「医療器具が胸に植え込まれている」の3つの場合に限定した。
- 電気ショックのエネルギー量については特に言及しなかった。
- 小児用電極パッドまたは小児用モードを使用する対象を「未就学児」とした。
- 乳児に対してもAEDを使用できることとした。（薬事承認については検討中。）

主に市民による気道異物除去法の主な変更点

- 小児の気道異物を発見した場合も、成人の場合と同様に、まず 119 番通報を行うこととした。